

# 「地域密着型サイクルスポーツクラブ」規約

## 第1章 総則

- (名称)  
第1条 本クラブは、総称を「地域密着型サイクルスポーツクラブ」(以下、「本クラブ」という。)と称する。
- (所在地)  
第2条 本クラブの事務局は「山口県自転車競技連盟 総務企画委員会」の委員長宅に置く。  
2 本クラブの事務局実務を行う対外的な事務局を別に置く事が出来る。
- (目的)  
第3条 本クラブは、山口県内における、スポーツ、自転車競技の振興を図り会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与するとともに、全国レベルの選手の育成強化を主たる目的とする。
- (事業)  
第4条 本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。  
(1) 定期的な競技会、記録会の主体的な開催  
(2) 各競技会・イベント等への参加  
(3) ジュニアからシニア層までの競技者に一貫した指導や活動の援助の実施  
(4) 山口県ジュニアサイクルスポーツクラブとの積極的な連携での活動の実施  
(5) その他、本クラブの目的達成のための必要な事業

## 第2章 会員

- (入会資格)  
第5条 本クラブの会員は、次の要件を備えていなければならない。  
(1) 本クラブの目的に賛同する者であること。  
(2) 医師から運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。  
(3) 本クラブの諸規定を遵守する者であること。  
2 会員の資格は、他に譲渡できない。
- (会員資格の喪失)  
第6条 会員の資格は、脱会、除名、死亡によって喪失する。  
2 会員が脱会する場合は、書面をもって会長に届け出なければならない。
- (除名)  
第7条 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、除名することができる。  
(1) 会員が第5条の要件を満たさないとき。  
(2) 会員が本クラブの名誉をき損したとき。
- (入会手続きと会費納入)  
第8条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従って書面で申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。  
2 入会申し込み後の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。
- (会費)  
第9条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。  
(1) クラブ会員 年会費 年20,000円  
(2) (1)かつ、JBCF登録チームへ所属する会員 年会費 年30,000円  
(3) (2)かつ、本クラブ主催大会等へ招待する会員 年会費 年40,000円
- (会費の返還)  
第10条 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

## 第3章 役員

- (役員)  
第11条 本クラブに次の役員を置く。  
(1) 代表 1名  
(2) ゼネラルマネージャー 1名  
(3) 事務局長 1名  
(4) 監事 1名  
(5) 理事 若干名
- (選任)  
第12条 代表は理事会の互選とする。  
2 ゼネラルマネージャー、事務局長、監事は、理事の中から代表がこれを委嘱する。  
3 本クラブの理事は、山口県自転車競技連盟総務企画委員会の委員で構成する。
- (職務)  
第13条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 代表は、本クラブを代表し、クラブ運営全体の統括をする。  
(2) ゼネラルマネージャーは、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。  
(3) 事務局長は、本クラブの事務を統括する。  
(4) 監事は、本クラブの会計事務を監査する。
- (任期)  
第14条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。  
3 役員は任期満了の場合においても、後任者が決まるまでは、その職務を行う。

## 第4章 指導者

(指導者)  
第15条

- 本クラブに実技指導者を置くことができる。
- 2 実技指導者は、理事会の決議を経て代表が委嘱する。
  - 3 実技指導者は、スポーツ指導者としての技能と熱意を有する者とする。
  - 4 実技指導者が本クラブの理念に違背する行為等があった場合は、理事会の議決を持って除名することができる。

## 第5章 会議

(総会)  
第16条

- 本クラブの総会は、毎年1回開催し、次の事項を決議又は承認する。
- (1) 事業報告、決算に関すること。
  - (2) 事業計画、予算に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) 規約の改正に関すること。
  - (5) その他、本クラブに関して重要な事項。
- 2 総会は、代表が召集し、議長となる。
  - 3 総会は、会員の1/2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。
  - 4 総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 5 本規約の改正は、出席者の2/3以上の同意を必要とする。

(理事会)  
第17条

- 理事会は、年2回以上開催し、次の事項を協議し決定する機関とする。
- (1) 事業、予算の執行に関すること。
  - (2) 事業報告書、決算報告書の作成に関すること。
  - (3) 事業計画案、予算案の作成に関すること。
  - (4) 専門部会、実技指導者に関すること。
  - (5) その他総会により委任された事項の執行に関すること。
- 2 理事会は、代表が召集し、議長となる。
  - 3 理事会は、理事の1/2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。
  - 4 理事会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)  
第18条

- 本クラブに次の専門部会を設置することができる。専門部会は、それぞれの部会長が招集する。
- (1) 地域密着イベント企画部会
  - (2) 競技力向上部会
- 2 専門部会の名称、目的及び定数等は理事会で決定する。

## 第6章 会計

(経費)  
第19条

- 本クラブの経費は、以下のものをもってあてる。
- (1) 会費
  - (2) 事業等による収入
  - (3) 補助金及び交付金
  - (4) その他の収入

(経理)  
第20条  
(予算)  
第21条  
(会計年度)  
第22条

- 本クラブの経理は、事務局長が管理する。
- 本クラブの予算及び決算は、総会での決議又は承認を必要とする。
- 本クラブの会計年度は、毎年1月1日から始まり、同年12月31日に終わる。

## 第5章 事故の責任

(事故の責任)  
第23条

会員は、本クラブの活動に際して本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

(安全保険の加入)  
第24条

会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。この場合において、本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、未加入者の活動の事故については、一切の責任を負わない。

## 第6章 細則

(委任)  
第25条

本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、代表が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 本規約は、令和2年1月25日より施行する。